

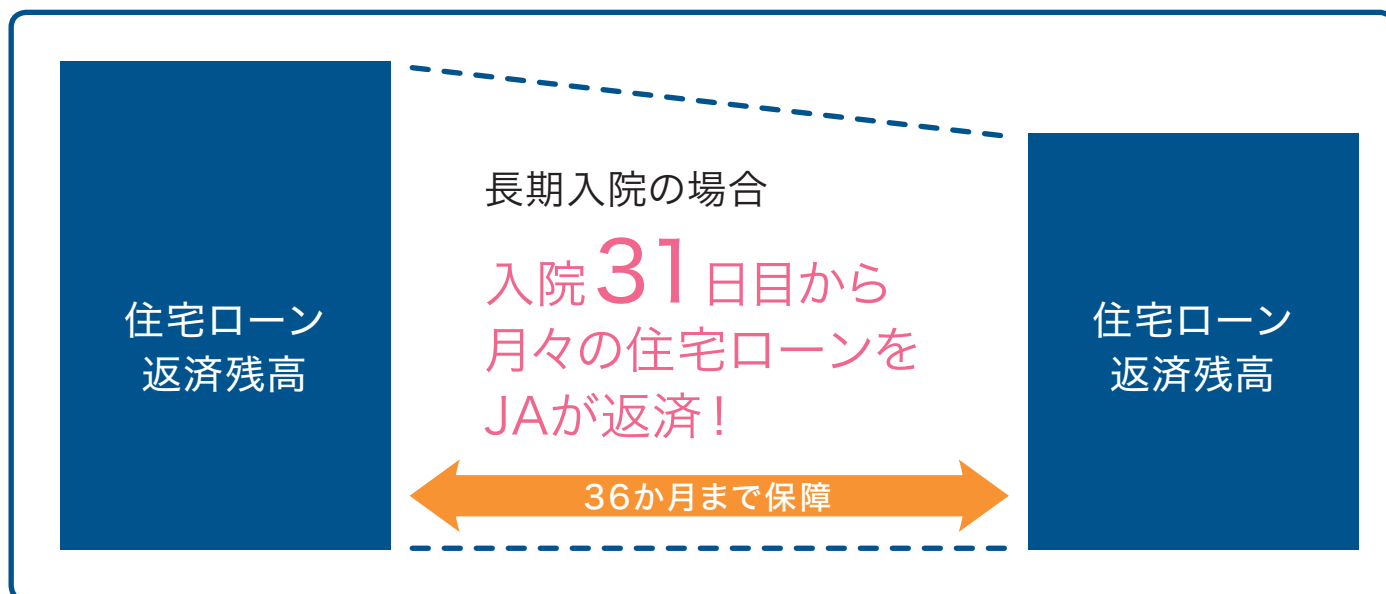
JA長期継続 入院 保障付 住宅ローン

31

[長期継続入院特約付団体信用生命共済]

入院中も残高が減るから、 家族のあんしんが続く住宅ローン。

死亡・後遺障害保障に加え、災害や疾病により入院した場合、お客さまに安心して治療をしていただけるよう、対象の住宅ローンのご返済を一定期間サポートする、もしものときに「心強い味方」となる住宅ローンです。



JA長期継続入院保障付住宅ローンのご利用にあたっての留意点

●JA長期継続入院保障付住宅ローンをご利用いただく団体信用生命共済は全国共済農業協同組合連合会の引受けとなりますが、団体信用生命共済の内容の詳細やご不明な点についてはお借入予定のJA窓口にお問い合わせください。●本「JA長期継続入院保障付住宅ローン」のご案内はJA長期継続入院保障付住宅ローンに付帯される共済の概要を説明したものであり、実際にお借入れの際には「団体信用生命共済 被共済者加入申込書兼告知書」に添付されている「団体信用生命共済のご説明」、「申込書ご記入のご案内」および「長期継続入院特約付団体信用生命共済のしおり」を必ずご確認ください。●ローンのお申込みにあたりましては、上記団体信用生命共済の審査のほかに、当JAおよび当JA指定の保証機関の審査がございます。審査の結果によりましては、お申込みをお断りすることがございますので、ご了承ください。●お借換えにもご利用いただけますが、当JAで現在ご利用中の住宅ローンを本ローンに切り替えることはできません。

- 商品名 JA長期継続入院保障付住宅ローン[長期継続入院特約付団体信用生命共済]
- 対象者 JA統一住宅ローンの新規借入者
- 対象住宅ローン JA住宅ローン[一般型](基金協会保証型)・JA住宅ローン[100%応援型](基金協会保証型)
JA住宅ローン[借換応援型](基金協会保証型)・JAリフォームローン(基金協会保証型)
- ご融資利率 上記対象ローンの金利にJA所定の利率が上乘せされます。
- 保証料・手数料 別途保証料ならびに手数料がかかります。詳しくは窓口までお問合わせください。

付帯される共済についての概要

正式名称

長期継続入院特約付団体信用生命共済

ご加入について

■年齢

加入可能な加入時の年齢範囲は、20歳から65歳までとなります。

■告知

健康状態を「団体信用生命共済 被共済者加入申込書兼告知書」で告知していただきます。告知に際し事実を告知されなかったり、事実でないことを告知されますと、共済金が支払われない等不利益をこうむる場合がありますので、特にご注意ください。告知内容や全国共済農業協同組合連合会で保有する情報等によって、ご加入をお断りすることがあります。※長期継続入院特約については、原則医師の診査は必要ありません。

■保障期間

この共済契約における保障の開始時は、資金受取時(資金を分割して受け取られる場合には、初回資金受取時)となります。また、保障終了日は債務の弁済を完了した日となりますが、それ以前に所定の年齢になられた場合または所定の期間が経過した場合は、その月の末日となります。

共済金のお支払い

■被共済者が共済期間内に次のいずれかに該当した場合、共済契約者(JA)に共済金が支払われ、住宅ローンが全額返済されます。

※約定利息、延滞利息および遅延損害金について、ご負担いただく場合があります。

- ①死亡されたとき
- ②保障の開始時以後に生じた傷害または疾病により、所定の後遺障害の状態になられたとき

■長期継続入院保障について

被共済者が共済期間内に次の条件(下記1)を満たす入院をされた場合、所定の手続き完了後に、共済契約者(JA)に対して共済金(下記2)が支払われ住宅ローンの返済に充当されます。

1.入院の条件

保障の開始時以後に生じた災害または疾病により入院され、給付基準日(入院した日から31日目となる日および以後の1か月ごとのその日の応当日)においてその入院が継続しているとき。ただし、保障期間を通して36か月分の支払いが限度となります。

※上記以外の住宅ローン商品もご用意しています。詳しくは窓口までお問合わせください。

※上記はあくまで概要です。ご加入にあたっては必ず「団体信用生命共済のご説明」、「申込書ご記入のご案内」および「長期継続入院特約付団体信用生命共済のしおり」をご確認ください。

2.支払われる共済金の額

- (1)初回の給付基準日については、その日以後最初に到来する返済日における約定返済額
 - (2)次回以後の給付基準日においては、各給付基準日が到来するごとに、すでに到来した最終の約定返済日の翌約定返済日における約定返済額
- ※約定返済額に、延滞利息、遅延損害金等は含まれません。

共済金が支払われない場合

■被共済者が次のいずれかに該当した場合、()の共済金のお支払いができません。

- ①保障の開始時の属する日から1年以内に自殺されたとき(死亡共済金)
- ②「団体信用生命共済 被共済者加入申込書兼告知書」に、告知日現在および過去の健康状態等について事実を告げなかったか、事実でないことを告げ契約が解除されたとき(死亡共済金・後遺障害共済金・長期継続入院共済金)[ただし、お支払事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、支払われます。]
- ③被共済者の故意により所定の後遺障害の状態になられたとき(後遺障害共済金)
- ④保障の開始時前の疾病もしくは傷害が原因で所定の後遺障害の状態になられたときまたは入院されたとき(後遺障害共済金・長期継続入院共済金)
- ⑤契約関係者に詐欺等の行為があった場合や共済金を詐取る目的で事故を起こした場合、契約関係者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、共済契約の全部または一部が取り消され、または解除されたとき(死亡共済金・後遺障害共済金・長期継続入院共済金)

■被共済者が次のいずれかに該当した場合、長期継続入院共済金のお支払いができません。

- ①被共済者の故意または重大な過失により生じた災害または疾病により入院されたとき
- ②被共済者の泥酔または精神障害の状態を原因として生じた災害により入院されたとき
- ③被共済者の犯罪行為により生じた災害または疾病により入院されたとき
- ④被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた災害により入院されたとき
- ⑤被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた災害により入院されたとき
- ⑥薬物依存により入院されたとき

*上記「共済金のお支払事由」が戦争その他の変乱により生じた場合には、共済金の一部が削減されることがあります。

JA共済登録番号[19289990023]

※本ローンのお申込みにあたっては、当JAおよび当JAが指定する保証機関の審査がございます。審査の結果ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。